

# 日本労働ペンクラブ・労働遺産申請書

(申請者：久谷與四郎・麻生英明・小畑精武・鳥居徹夫・労働遺産 PT\*)

## 申請の対象

○登録内容： わが国における「8時間労働制」の実施発祥の地

○認定対象

- (1). 活動資料 『怠業中松方社長對職工側委員會見録並営業時間及賃銀改正ニ關スル顛末』川崎造船所 [編] [1919]
- (2). 記念碑 「八時間労働発祥之地」の記念碑

○認定要件との関係

※認定要件 労働遺産としての活動資料、記念碑等

○認定対象の所有者・所蔵先等

- (1). 活動資料 『怠業中松方社長對職工側委員會見録並営業時間及賃銀改正ニ關スル顛末』川崎造船所 [編] [1919]
  - ①. 所有者：神戸大学 所蔵先：社会科学系図書館 兵庫県神戸市灘区六甲台町2-1
  - ②. 所有者：大阪公立大学 所蔵先：杉本図書館 大阪市住吉区杉本3-3-138
- (2). 記念碑 「八時間労働発祥之地」の記念碑
  - ・所有者：一般社団法人兵庫労働基準連合会
  - ・所在地：神戸市中央区雲井通4-2-2 マークラー神戸ビル12階、  
碑の所在地：神戸ハーバーランド（神戸市港湾局管理）
  - ・所蔵先（管理・連絡先）：神戸ハーバーランド 野外  
(管理・一般社団法人兵庫労働基準連合会、連絡先 078-231-6903)

## 申請の趣旨

○1907（明治40）年創業時から旭硝子株式会社（現AGC株式会社）の尼崎工場では、手吹式ガラス槽窯の吹部などにおいて国内他産業に先駆けて8時間3交替制が実施されていた（旭硝子社史）ように、窯業など「熱火の前で長時間労働ムリ」とか、製綿などで「仕事の不振、自衛上実施」という特殊事情で、8時間労働制は兵庫県下の阪神地域において20工場で実施されていた。（参考 村島帰之著『労働者の生活と「サボタージュ」』p432、p437）

○1916（大正5）年9月1日に施行された工場法では、労働基準法にいう労働時間と休憩時間を合わせて就業時間と定め、15歳以上の男子の労働時間は基準を設けていなかった。法定労働時間は存在せず、法定割増賃金率も存在しなかった。存在したのは、当該労使間の所定労働時間であった。

○当初は労働者の共済団体だった友愛会が次第に労働組合の色彩を強め、治安警察法の施行下にも拘わらず川崎、三菱の従業員が次々と加わった神戸連合会は、関西での友愛会の拠点となっていた。そのリーダーの一人が、賀川豊彦である。明治学院から神戸神学校を経てスラム街に住み込み、伝道活動を続けていた賀川は、労働運動の旗手としても急速にクローズアップされていた。株式会社川崎造船所（現川崎重工業株式会社、以下「川崎造船所」と称す）の松方幸次郎初代社長は、労働運動の推移に神経をとがらせていた。（『火輪の海』下巻 p114）

○1918（大正7）年7月以降米価が3倍に暴騰し全国で米騒動が発生するなど第一次世界大戦後の不況下の物価高騰などを背景に、1919（大正8）年9月川崎造船所の労働者16,700人は、労働条件（賃金、賞与、食堂、洗面所その他衛生設備）改善・向上を求めて労働組合運動に結集し11日間闘った。これに対し、国際的な動向を認識していた松方社長は、嘆願書に労働時間短縮の項目は無かったが実質賃金の増額をもたらす8時間労働制導入を決断し、回答した。この回答は、労働時間短縮による実質賃

金増、人員整理の回避につながる松方社長の識見に拠るところ誠に大とは言え、その背景には、それ以前から兵庫県の地域で積み重ねられてきた8時間労働制実施の存在が考えられるが、何よりも日本の労働運動史において画期的であった川崎造船所の労働争議があった。回答はその成果である。

○川崎造船所の8時間労働制の先導的实施は1919年10月1日。この8時間労働制を導入した神戸市の川崎造船所の実践に対する世論の反響は大きかった。この年に8時間制を採用した工場は、播磨造船所(現株式会社IHI)などの造船、神戸製鋼所などの鉄鋼を中心に全国で214カ所に達した。(政府統計、兵庫労働基準局・(社)兵庫労働基準連合会「八時間労働発祥の地 記念碑」資料)1947年に労働基準法が施行される28年前のことであった。

○1919年の「就業時間短縮ノ状況」を特記した『大正8年工場監督年報』(農商務省)によれば、「大正8年中に突発せる現象中ここに特筆せるの要あるは同年8月以降(主として10月及び11月)におこれる就業時間短縮問題なり。」「〔阪神地方が〕先駆をなせし所以を探求するに(1)川崎造船所のごとき大工場に於いて率先実施したること」、「(4)国際的労働運動の勃発とその悪化を憂慮せしこと等種々錯綜せる事情が動機若は原因」とした。(参考 横田隆著『工場法小史』p54)

○1919年は、ILO(国際労働機関)設立の年である。川崎造船所でサボタージュの起こる前、第1回国際労働会議において、8時間労働制の実施などが議決されていた。労働時間(工業)条約(第1号)が、ILOで採択されたのは1919年11月28日(第1回総会)、条約発効日は1921年6月13日である。

○「八時間労働制発祥之地」の記念碑は、労働基準法の制定時1948年(昭和22)は、通常労働時間制は1日8時間、1週48時間だったが、1993年(平成5)労働基準法改正で法定労働時間を短縮、即ち週40時間労働制が1994年(平成6)4月1日から実施され、週48時間制は川崎造船所の松方社長以来、74年振りに改められることになったのを機に「働き方を見直す機運を高めた」と社団法人兵庫労働基準連合会が、労働時間短縮の原点である八時間労働制が日本で最初に神戸の地で実施されたことを記念し、松方氏の偉業を偲び川崎造船所を目の当たりにするハーバーランドに神戸市の協力のもと、1993年(平成5)11月29日建立したもの。

申請内容の現地確認等の概要

労働遺産PTのメンバーは、2022年6月、川崎造船労働組合の闘いの歴史について神戸市の現川崎重工労働組合に、松方幸次郎社長の業績等について、神戸市の川崎重工株式会社に照会したが、労使交渉に関する労働遺産の対象になるものは残っていないということだった(【注】「備考」欄参照)。神戸とその周辺地域は1945年(昭和20)1月3日から終戦までの約8カ月間に大小合わせて128回の空襲を受け、神戸市全土が壊滅したことによるものかと考えられる。このような事情を踏まえ、現存する活動資料として1919年当時の活動資料について本申請に向けて所蔵先に確認した。また八時間労働制が日本で最初に神戸の地で実施されたことの記念碑について、本申請に向けて所蔵先に確認を行い、現地を訪問した。

|   |   |
|---|---|
| 申請対象の現況<br>(アクセス情報、<br>写真等は別途参考<br>資料として添付) | ①. 活動資料は神戸大学の社会科学系図書館課(神戸市)、大阪公立大学の杉本図書館(大阪市)に所蔵されている。前者は申請すれば閲覧可能で、内容はネットで全文公開。後者は書庫にあり、学内者には貸し出し可能。<br>②. 記念碑 「八時間労働発祥之地」の碑は、神戸ハーバーランドにあり、いつでも誰でも訪れることができる。 |
|---|---|

|                    |   |
|--------------------|---|
| 労使団体、行政、<br>市民等の評価 | 川崎造船所の八時間労働制の実施は、労働組合運動による交渉、及び社長の識見ある労務経営上の判断の結果で、国内におけるその後の社会的影響力の大きさから労働省労働基準局長をはじめ「わが国で初めての実施」との評価を受けている。 |
|--------------------|---|

|     |  |
|-----|--|
| 備 考 | 【注】川崎重工株式会社に照会していたところ、7月5日に同社人事労政部より、書庫等保管リストを調査したが、遺産に相応するような資料を見つけるに至らなかった旨、メールにて連絡があった。 |
|-----|--|

※労働遺産PTの「8時間労働制発祥地に関する労働遺産WT」のメンバー  
(リーダー:森田定和、委員:友井川紘一、鳥居徹夫、植木隆司、アドバイザー:谷合佳代子)

>/>, 4' &k ]î4 +ê d b0¿'g ?} 1919° >& ± G8>' r[

1896年（明治29）10月15日に株式会社川崎造船所が設立された。薩摩出身の川崎正蔵（川崎築地造船所を創設）の同郷の先輩、また支援者であり総理大臣を経験した松方正義の3男松方幸次郎（30歳）が初代社長となった。松方は積極的に設備投資をした。また海外からの技術導入も積極的に進めた。大正の初めまでに計17件の海外特許と契約を結んだ。（参考：ウィキペディア「川崎造船所」、川崎重工HP「川崎重工の歴史」）

1904年（明治37）からの日露戦争でも新造船、修繕の需要増に追われた。しかし戦争終結後の不況から川崎造船所も経営が苦しくなり、1907年（明治40）から1909年（明治42）までに従業員を半減させている。1909年からの政府の造船業保護政策や国際情勢の好転により受注は増大し、業績は回復した。

1919年（大正8年）、第一次世界大戦後の不況時にも経営危機に陥った。9月には不況がもたらした物価高騰による生活困窮を背景に、全職工16,700名の意思を反映した日給増額などの嘆願書が造船工作部、造機工作部、製缶工作部、電機工作部の各代表委員名で所属工作部長を通じ松方社長に提出される事態となった。

>0>, 8 î6ë ‹> D c &„^b ‹> α1ÿ [1 #ŌKS í ÷ ã o T ÑÉV•—-í

(1). 1919（大正8）年9月15日、17日に直属の部長に日給増額等の嘆願書提出 : ①

(2). 9月18日（1日目）第1回交渉、松方社長出席、 23 54 : ①

10 15 、

(3). 要求拒否と判断し、サボタージュに入る。

16,700 9 18 19 30

1,300

(4). 9月25日（8日目）第2回交渉 :

(5). 9月26日（9日目）早朝、交渉団会議 : 今後の方針について意見がまとまらず、今後の対応として、①社長に一任、②サボタージュ









